

住民基本台帳ネットワークシステム関連機器 共同調達仕様書

令和7年5月版

奈良県地域デジタル化推進協議会

1. 調達の背景及び目的

「住民基本台帳ネットワークシステム」（以下「住基ネット」という。）は平成14年8月から第1次稼動、平成15年8月から第2次稼動を開始しており、平成27年10月よりマイナンバー制度の運用を開始しました。また、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という）による住基ネット安定運用及びセキュリティ維持・強化を目的とし、令和6年11月～令和7年11月を標準更改期間として定めております。

各市町村においては前回の機器更改（リース期間、保守委託）から、約6年が経過しようとしているため更改の必要があるところです。令和元年度導入機器のハードウェアの保守停止、OS及びミドルウェアのサービスサポートの範囲縮小等に対応すべく機器更改を実施します。

住基ネットで使用する機器や搭載ソフト（アプリケーション）は市町村ごとに大きな違いが無いといった特徴があります。したがって、入札は各市町村の機器を一括して本会が行うことで各市町村の負担を軽減することを目的としています。

なお、軽減される負担は経費面だけでなく、事務手続きの簡素化や技術面での補完についても考慮しています。

2. 調達の種類

購入（リースを含む）、業務委託等

3. 機器仕様の概要

（1） 本件調達物品に係る性能、機能（以下「性能等」という。）に関する仕様（以下「機器仕様」という。）は、別紙1「住民基本台帳ネットワークシステム関連機器 機器仕様書」（以下「機器仕様書」という。）に示すとおりです。

（2） 機器仕様は全て必須の仕様です。

（3） 必須の仕様は各市町村が必要とする最低限の仕様を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格とし、落札決定の対象から除外します。

（4） 入札機器の性能等が機器仕様を満たしているか否かの判定は、令和7年6月12日（木）開催予定の適合企画審査において、入札機器に係る提出資料の内容を審査して行います。

4. 調達物品名

（1） 住民基本台帳ネットワークシステム関連機器

1）機器の仕様については、機器仕様書を参照してください。

2）市町村ごとの導入機器については、別紙2－1「市町村別導入機器一覧表」を参照してください。

3）別紙2－1「市町村別導入機器一覧表」の各機器の数量については、概算数であり契約時において増減があることを鑑みて見積書を作成してください。

5. 機器搬入設置・現場調整、付帯作業等について（別紙2－2「現場調整作業における作業分担表（住民基本台帳ネットワークシステム関連機器）」参照）

（1） 機器搬入設置・現場調整作業等における前提条件は、下記のとおりです。

1）設置する必要なスペースが、市町村で事前に用意されていること。

2）設置する場所に、必要な電源が、市町村で事前に用意されていること。

3）既存住基ネットワークのLANに接続する場合、今回導入機器の設置場所に、市町村で事前に既存住基のLANが用意されていること。

4）CSのネットワークと統合端末のネットワークを別にする場合、CSからのLAN工事（CSから統合端末までのLAN配線等）は、市町村で事前に用意されていること。

5）機器更改に伴い使用する記憶媒体については、今回調達に含まれる記憶媒体を使用し、使用後は当該市町村に納品すること。

6）各種データは、当該市町村庁舎以外に持出を行わないこと。

- (2) 機器搬入設置・現場調整、付帯作業等の範囲は、下記1)～6)までとし、機構から通知される「機器更改移行手引書(市町村版)最新版」により既存事業者及び市町村の協力を得て行うものとする。なお、市町村ごとの導入機器については、別紙2-1「市町村別導入機器一覧表」を参照してください。

1) 市町村が指定する場所への機器の搬入設置及びネットワーク接続

- ① 作業範囲は、当該納入機器の全てが、機器仕様書で示す仕様どおりに正常に動作するまでとする。
- ② 市町村の既存住民記録システムのネットワークへの接続及びファイアウォールの設定を行うこと。但し、増設又は場所変更(支所から本庁へ)等により、既存接続数に追加する場合は、制御端末のIPアドレスの指定及び住基ネット用ファイアウォールの追加設定について当該市町村で対応することとする。
- ③ ラックマウント型CSは、ラックへの搭載まで行うこと。
但し、ラックは市町村で事前に準備されていることが前提で、用意されたラックにスペース不足等のため搭載できない場合は、その設置方法について当該市町村と落札事業者の間で協議することとする。
- ④ 導入機器の接続を行い動作確認を行うこと。

2) 機器へのソフトウェアのセットアップ及び動作テスト

- ① 作業範囲は、当該納入ソフトウェアの全てが、機器仕様書で示す仕様どおりに正常に動作するまでとする。

3) 機構から提供される市町村システムのインストール及び動作テスト

- ① 機構から提供されるCSアプリケーションを除くソフト(別紙3「機構配布ソフトウェア一覧表」参照)のインストール及び動作テスト
- ② 機構から提供されるCSアプリケーションソフトのインストール及び動作テスト
- ③ 既存接続数に増設又は場所変更(支所から本庁へ)により追加された上記①・②の作業と動作テストにおいては、CSで必要な追加設定及び場合によっては、住基ネットのファイアウォール等の追加設定が必要となりますが、これらの設定作業については、当該市町村で対応することとします。

- ④ 機器更改の対象外の端末の動作確認は、当該市町村で対応することとします。

4) 移行リハーサル作業(CSの移行のみ)

- ① 移行に向けたリハーサルについて、各市町村と実施の有無について協議を行うこと。

5) 移行作業

- ① 市町村の閉庁日に全ての移行作業を行い、翌開庁日から運用開始が行えるまで確認する。

6) 更改前機器のデータ消去及び撤去

- ① 新機器で運用後の安定動作確認後、市町村職員による物理的な破壊によりデータの消去を行う。落札事業者は、希望市町村と物理的破壊について別途協議を行うこと。
- ② 更改前機器の移動を行うこと。移動先については、市町村と協議し庁舎内へ移動すること。
- ③ 庁舎内の移動等の作業に係る費用については、本調達に含むこと。
- ④ 機器更改に伴い使用した記憶媒体は、市町村に納品し書面にて引渡し状況を残すこと。
- ⑤ 更改前機器の撤去(廃棄)については、各市町村で実施するものとします。

6. 機器保守について

(1) 保守対象機器

「住民基本台帳ネットワークシステム関連機器」

(2) 保守期間

現場調整作業が完了し、機器の正常稼働を当該市町村が確認した月の翌月から60か月（無償保守期間を含む）までとするが、機器保守延長の要件が発生する場合は、61か月以降の保守延長や機器更改について当該市町村と協議すること。

(3) 保守方法、対応時間帯等、定期保守回数

- 1) 24時間オンサイト保守及び年1回の定期保守を行うこと。
- 2) ハードウェア障害を原因とするシステム異常が発生した場合には、障害部位を交換の上、障害前の状態まで完全復旧させること。
- 3) データ復旧については、機構が提供している「運用保守手引書（リカバリ詳細編）」により修復を行うこと。

(4) 障害の連絡を受けてからの現場到着時間

- 1) 到着時間については3時間以内を希望ですが、現実的に可能な時間を提示してください。
- 2) 提示方法は見積書への記載又は別添とし、各サービス拠点の所在地、電話番号及び担当する共同調達参加市町村名並びにサービス拠点から担当市町村までの通常の到着時間を一覧表で示してください。
- 3) ハードウェア障害の場合、障害の連絡を受けてから、原則24時間以内に導入設定の疎通確認完了時の状態に復旧すること。

都 道 府 県 名	市 町 村 名	到 着 時 間	特 例
奈 良 県		3 時 間 以 内	

(5) 各地域における保守業務担当事業者名及び責任者名

下記様式に準じた保守体制を提示してください。

都 道 府 県 名	事 業 者 名	所 在 地	責 任 者 名	連 絡 先
奈 良 県				

(6) 無停電電源装置バッテリー交換

- ① 無停電電源装置のバッテリーについては、バッテリー切れアラーム表示前または稼働3年以内に予防交換を実施すること。
- ② 予防交換の費用は、本調達の費用に含めず、予防交換時に市町村で調達を行うこと。
- ③ 交換のスケジュールについては事前に当該市町村と協議すること。

7. 各種契約について

(1) 各種契約共通事項

- 1) 落札事業者は、市町村と個別に契約を締結します。
- 2) 本共同調達の落札事業者と物品納入及び機器搬入設置・現場調整作業等を行う事業者が異なる場合は、共同調達参加市町村毎に物品納入等の相手事業者が分かるように一覧表を添付してください。（保守委託契約は除く）

(2) 物品購入契約について

〔契約形態〕

- 1) 物品購入等の市町村：落札事業者またはそのグループ事業者（以下「納入事業者」という。）と購入市町村との間で、当該市町村が指示するところにより物品売買契約又は業務委託契約等を締結し、代金は当該市町村が納入事業者に対して直接支払うこととします。
- 2) リースの市町村：購入市町村が別に決定するリース会社とリース契約を締結し、当該リース会社から納入事業者に対して支払うこととします。

〔契約年度及び契約日〕

令和7年度契約で行う。契約日については当該市町村の指示するところによるものとしますが、落札事業者決定から概ね2ヵ月以内に契約を行うものとします。

〔納入期限、納入場所等〕

- 1) 当該市町村が指定する期間までに、当該市町村が別に指定する場所に物品を完納し、「機器搬入設置・現場調整、付帯作業等」を完了すること。
なお、市町村の事情又は機構から提供されるソフトウェアやドキュメント等の市町村への提供遅延により、期限までに完了が不可能な場合は、当該市町村と協議し期限を延長できるものとします。
- 2) 契約の完了検査等は、納入事業者と当該市町村の間で行うこととします。

〔支払期限及び支払方法〕

- 1) 物品購入等の市町村：当該市町村が検収後、請求書を受領してから規定の期間内に納入事業者に対して口座振込みにて一括で支払います。
- 2) リースの市町村：当該市町村が検収後、別に決定するリース会社との契約に基づき、リース会社から納入事業者に対し規定の期間内に口座振込みにて一括で支払います。リース開始は、当該市町村が別途定めるものとします。

(3) 機器搬入設置・現場調整作業業務委託契約について

〔契約形態〕

- 1) 物品購入契約に含める市町村：機器搬入設置・現場調整作業費として計上し、物品購入契約の中に含めます。
- 2) 業務委託の市町村：納入事業者と当該市町村との間で、当該市町村が指示するところにより業務委託契約を締結します。
納入事業者に対して直接支払います。
- 3) リースの市町村：物品購入費とあわせてリース対象物件とします。

〔契約年度及び契約日〕

物品購入契約に同様

〔業務完了期限等〕

物品購入契約に同様

〔支払期限及び支払方法〕

- 1) 物品購入契約に含める市町村：機器搬入設置・現場調整作業費として計上し、物品購入の支払いとあわせて支払います。
- 2) 業務委託の市町村：物品購入契約に同様
- 3) リースの市町村：物品購入のリースの場合に定めるところによります。

- (4) 保守委託契約について
- 1) 保守委託については、原則機器とは別の委託契約となりますが、契約形態について、別途市町村と協議を行ってください。
- 2) 今回提示の保守作業条件や見積額については、納入事業者決定の際の判断事項となりますが、個々の市町村との具体的な契約内容となるものではありません。但し、今後締結する個々の市町村との保守契約における条件となるものです。

〔契約形態〕

市町村と業務委託契約を締結します。但し、リース契約を希望する市町村の場合、当該市町村が指定するリース会社と契約を締結します。

〔契約年度及び契約日〕

市町村との別途、個別協議となります。

〔支払及び支払方法〕

市町村との別途、個別協議となります。

8. 積算内訳書（様式A－2 添付資料）及び見積内訳書（様式C－2 添付資料）の記載方法について

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム関連機器（消費税別）
- 注1) 数量欄には、「4. 調達物品名の内容」を参照して、該当の合計数量を記入してください。
- 注2) 単価欄には、下記の品名区分に従い、各機器ごとに1式あたりの税別単価を記入してください。
- 注3) 構成品目の詳細を内訳明細として添付してください。

品名	数	量	単	価	計	備	考
住民基本台帳ネットワークシステム関連機器							
C S							
ラックマウント型		0式		円		円	
ラックマウント型（ディスプレイ、マウス、マウスパッド、キーボード無し）		0式		円		円	
統合端末							
デスクトップ型		0式		円		円	
ノート型		0式		円		円	
ネットワークプリンタ							
A 4 専用		0式		円		円	
ネットワーク関連機器（ハブ）		0式		円		円	
ファイアウォール		0式		円		円	
I Cカードリーダー/ライタ							
オープン型		0式		円		円	
照合情報読取装置（C S用）		0式		円		円	
照合情報読取装置（統合端末用）		0式		円		円	
LT09データカートリッジ（5巻セット）		0式		円		円	
タッチパネル		0式		円		円	
タッチパネル（タブレット端末）		0式		円		円	
合計							(ア)

※なお、複数の機能が同梱されている場合は、品名にその旨を記載し備考欄に機能明細を記載すること。

(2) 機器搬入設置・現場調整作業費（消費税別）

注1) 数量欄には、「4. 調達物品名の内容」を参照して、該当数量を記入してください。

注2) 単価欄には、下記の作業名区分に従い、作業毎に1式（1市町村）あたりの税別単価を記入してください。

注3) 市町村の単価は統一してください。

1) C Sの移行

作業名	数量	単価	計	備 考
既存ネットワーク構成の把握	0式	円	円	
移行計画の作成	0式	円	円	移行計画を書面で提出
機器の搬入	0式	円	円	
機器導入フェーズ	0式	円	円	記憶媒体を含む
①C Sの導入【更改後C S】				機器更改移行手引書（市町村版）参照
②情報提供業務の導入【更改後C S】				〃
③附票情報提供業務の導入【更改後C S】				〃
④セキュリティ情報等収集機能のインストール				〃
⑤独自利用システムのWindows ファイアウォール設定【更改後C S】				〃
⑥フルスキャンの実施				〃
⑦業務アプリケーション等差分登録【更改後C S】				〃
⑧システムバックアップ【更改後C S】				〃
移行リハーサルフェーズ	0式	円	円	
①業務処理状況の確認等【更改前C S】				機器更改移行手引書（市町村版）参照
②移行データの移出【更改前C S】				〃
③移行データの移入【更改後C S】				〃
④移行データ等の確認【更改後C S】				〃
⑤バックアップ運用の確認【更改後C S】				〃
⑥リハーサル前状態への復元【更改前C S，更改後C S】				〃
移行フェーズ	0式	円	円	
①業務処理状況の確認等【更改前C S】				機器更改移行手引書（市町村版）参照
②バックアップ【更改前C S】				〃
③移行データの移出【更改前C S】				〃
④移行データの移入【更改後C S】				〃
⑤移行データ等の確認【更改後C S】				〃
⑥ネットワーク接続の切替【更改後C S】				〃
⑦C Sの環境設定【更改後C S】				〃
⑧バックアップ【更改後C S】				〃
⑨鍵情報生成				〃
後処理フェーズ	0式	円	円	
①データの完全消去【更改前C S】				
②庁舎間の移動【更改前C S】				
合 計			円	(イ)

2) 統合端末の移行

作業名	数量	単価	計	備 考
既存ネットワーク構成の把握	0式	円	円	
移行計画の作成	0式	円	円	移行計画書を書面で提出
機器の搬入	0式	円	円	
機器導入フェーズ	0式	円	円	記憶媒体を含む
①設定情報リストの印刷【更改前統合端末】				機器更改移行手引書（市町村版）参照
②送付先情報入力用テンプレートファイルの移出【更改前統合端末】				〃
③統合端末の導入【更改後統合端末】				〃
④情報提供業務および附票情報提供業務の導入【更改後統合端末】				〃
⑤業務アプリケーション等差分登録【更改後統合端末】				〃
移行フェーズ	0式	円	円	
①操作ログの集約【更改前統合端末】				機器更改移行手引書（市町村版）参照
②ネットワークの切断【更改前統合端末】				〃
③更改前統合端末の資源配布情報削除				〃
④ネットワークの接続【更改後統合端末】				〃
⑤統合端末の環境設定【更改後統合端末】				〃
⑥情報提供業務関連情報および附票情報提供業務の移行【更改前統合端末，更改後統合端末】				〃
⑦カード関連情報の移行【更改前・更改後統合端末】				〃
⑧設定情報リストの印刷【更改後統合端末】				〃
後処理フェーズ	0式	円	円	
①データの完全消去【更改前統合端末】				
②庁舎間の移動【更改前統合端末】				
合 計			円	（ウ）

(3) 機器保守（消費税別）

注1) 数量欄には、「4. 調達物品名の内容」を参照して記入してください。

注2) 単価欄には、下記の品名区分に従い、品名毎に1式（1市町村）あたりの税別単価を記入してください。

注3) 市町村の単価は統一してください。

注4) 表の品名区分に従い、品名毎の月額税別単価の明細を添付してください。

通常保守価格

品名	数	量	単	価	計	備	考
住民基本台帳ネットワークシステム関連機器							
C S							
ラックマウント型		0式		円		円	
ラックマウント型（ディスプレイ、マウス、マウスパッド、キーボード無し）		0式		円		円	
統合端末							
デスクトップ型		0式		円		円	
ノート型		0式		円		円	
ネットワークプリンタ							
A 4 専用		0式		円		円	
ネットワーク関連機器（ハブ）		0式		円		円	
ファイアウォール		0式		円		円	
I Cカードリーダー/ライタ							
オープン型							保守対象外
照合情報読取装置（C S用）		0式		円		円	
照合情報読取装置（統合端末用）		0式		円		円	
LT09データカートリッジ（5巻セット）							保守対象外
タッチパネル		0式		円		円	
タッチパネル（タブレット端末）		0式		円		円	
合計							(エ)

9. 落札事業者の決定方法

落札事業者の決定方法は、下記のとおりとします。

- (1) 入札は、機器購入代金と設定費用と5年間の保守料の合計額で行います。なお、保守等の有無については、仕様書に従ってください。
入札金額は、各共同調達参加団体の当該金額を合算して算出してください。
落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数
金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治

10. その他

- (1) 提案する機器及びソフトウェアは、機構から提供される関係書類に即したものであることとします。
- (2) 提案する機器及びソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されている必要があります。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出してください。
- (3) 提案に際しては、提案機器が本仕様書の機器仕様をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的かつ明確に記載してください。なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付ける必要があります。
- (4) 入札機器に係る機器仕様書は以下の形式で提出してください。
 - 1) 機器一覧、本文、カタログ等から構成し、ファイルに綴じること。
 - 2) 本文にはページ番号、カタログ等にはインデックスラベル等で通し番号（以下「カタログ番号」という。）をつけること。
 - 3) 機器一覧には本文の該当ページ及びカタログ番号への参照をつけること。
 - 4) 本文にはカタログ番号への参照をつけること。
 - 5) 機器一覧、本文、カタログの整合性に留意し、機器名・型番などに相違が生じないよう十分に確認すること。

- (5) 本入札に関わる質問については、次に示す連絡先に電子メールで行ってください。
質問受付期間は、令和7年5月23日（金）から令和7年5月28日（水）午後5時までとします。回答については、令和7年6月3日（火）までに奈良県地域デジタル化推進協議会のホームページに掲載します。

○問い合わせ先 奈良県地域デジタル化推進協議会（奈良県デジタル戦略課内）
高木・田中 E-Mail：sys3_j@office.pref.nara.lg.jp
電話：0742-27-8446 内線60918

- (6) 導入時には、作業日程と体制を当該市町村に提示してください。
- (7) 今回の応札に関する事務経費は、全て指名された事業者負担とし、提出された書類等は全て返還しないものとします。
- (8) 全ての作業完了後、導入市町村に対し、以下の物件を納品することとする。（任意様式）
- 1) 各種設定運用マニュアル及び仕様書（ネットワーク構成仕様書を含む）
 - 2) 機器明細
 - 3) ソフトウェア明細（ライセンス等も明記）
 - 4) 導入時作業手順書及びチェックリスト
 - 5) データ管理表
 - 6) 設定ワークシート
 - 7) ファイアウォール設定情報
- (9) 本仕様書に記載する範囲外での機器購入代金と設定費用と保守料、その他の費用が発生する場合は、落札後に受託業者と導入市町村との間で協議を行うこととする。

別紙 2－1

住民基本台帳ネットワークシステム関連機器 市町村別導入機器一覧表

No	県 名	市町村名	担当課名	電話番号	FAX番号	E-mail	機器関係													希望 納入 期限	契約形態						
							住民基本台帳ネットワークシステム機器														機器		搬入設置・現場調整作業費		機器保守費		
							C S		統合端末		ネットワーク プリンタ	ハブ	F W	ICカード R/W	照合情報 読取装置 (CS用)	照合情報 読取装置 (統合端末用)	I709データ カートリッジ (5巻セット)	タッチ パネル	タッチ パネル (タブレット 端末)		契約形態	リース 開始月	契約形態	リース 開始月	契約形態	リース 開始月	
							ラックマウント型	ラックマウント型 (ディスプレイ、マウス、キーボード無し)	デスクトップ 型	ノート型																	オープン型
							14	1	46	32																	21
1	奈良県	大和高田市	市民課	0745-22-1101	0745-25-1829	sinin@city.yamatotakada.lg.jp	1		4		3	2	1	5	1	4	2	3		令和7年11月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	委託		
2	奈良県	大和郡山市	市民課	0743-53-1151 (313)	0743-53-1049	sinin@city.yamatokoriyama.lg.jp	1		4		2	2	1	4	1	4	1		4	令和7年9月	物品売買		委託		委託		
3	奈良県	橿原市	情報システム課	0744-47-2637	0744-24-9706	jokocys2@city.kashihara.nara.jp	1		6	17		3	1		1	23	1			令和7年9月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	
4	奈良県	五條市	市民課	0747-22-4001 (内線262)	0747-22-1885	shiminka@city.gojo.lg.jp	1			4	1	1	1	4	1	4	1		4	令和7年11月	委託		委託		委託		
5	奈良県	香芝市	市民課	0745-76-2001 (内線112)	0745-78-3830	shininka@city.kashiba.lg.jp	1		6	2	1	4	1	5	1	8	1		3	令和7年10月	物品売買		委託		委託		
6	奈良県	葛城市	総合窓口課	0745-69-3001	0745-69-6456	shinin@city.katsuragi.lg.jp		1	5		2	2	1	4	1	5	1	4		令和7年10月	リース	令和7年10月	リース	令和7年10月	リース	令和7年10月	
7	奈良県	宇陀市	市民課	0745-82-2143	0745-82-7234	shimin@city.uda.lg.jp	1		5	3	5	2	1	8	1	8	1	3	2	令和7年10月	リース	令和7年10月	リース	令和7年10月	委託		
8	奈良県	三郷町	住民福祉課	0745-43-7321	0745-32-3768	jumin@town.sango.lg.jp	1		2		1	2	1	2	1	2	2	1		令和7年9月	リース	令和7年9月	委託		委託		
9	奈良県	川西町	住民保険課	0745-44-2611	0745-44-4780	jumihoken@town.nara-kasuihi.lg.jp	1			3	1	2	1	3	1	3	1		2	令和7年11月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	委託		
10	奈良県	三宅町	経営戦略課	0745-44-3070	0745-43-0922	keiei@town.miyako.lg.jp	1			2	1	2	1	2	1	2	1		2	令和7年11月	委託		委託		委託		
11	奈良県	田原本町	住民保健課	0744-34-2087	0744-32-2977	mado@town.tawaramoto.lg.jp	1		3		1	2	1	3	1	3	1		2	令和7年11月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	
12	奈良県	上牧町	住民保険課	0745-76-2508	0745-77-6671	jumin@town.kamakura.lg.jp	1		3		1	2	1	3	1	3	1	1		令和7年11月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	リース	令和7年12月	
13	奈良県	王寺町	住民課	0745-73-2001(内線104)	0745-73-6331	jyumin-j@town.oji.nara.jp	1		2		1	1	1	2	1	2	1		2	令和7年10月	物品売買		委託		委託		
14	奈良県	広陵町	住民課	0745-55-1001	0745-55-1009	juminka@town.nara-koryo.lg.jp	1		4	1	1	2	1	5	1	5	1		3	令和7年10月	委託		委託		委託		
15	奈良県	河合町	住民福祉課	0745-57-0200 (内線154)	0745-58-2010	jumin@town.kawai.nara.lg.jp	1		2			2	1	2	1	2	1	1		令和7年10月	リース	令和7年11月	リース	令和7年11月	リース	令和7年11月	

現場調整作業における作業分担表（住民基本台帳ネットワークシステム関連機器）

※1 機器更改移行手引書（市町村版）第4.8版 作業分担…◎：主作事業者 ○：確認

作業フェーズ		作業内容	項目番号 ※1	作業分担			備 考	
				納入 事業者	既存 事業者	当該 市町村		
事前準備		①設置場所等の事前確認	4.2 (2)	○		◎	・ 設置場所，搬入日及び搬入方法などの事前確認	
		②電源工事・設置工事・附帯設備工事	〃	○		◎	・ これらの工事は，事前に市町村で実施されていることが前提	
		③現場調整作業	〃	◎		○	・ 機器の組立て，基本的な調整，ネットワークに接続するまでの作業	
		④設定ワークシートの整備		◎	支援	情報 提供	・ 市町村が管理している更改前の「設定ワークシート」を，最新情報に整備します。	
		⑤ファイアウォール設定情報の整備		◎	支援	情報 提供	・ 市町村が管理している更改前の「ファイアウォール設定情報」を，最新情報に整備します。	
ＣＳ移行作業								
	機器導入	①ＣＳの導入	5.2.1 (1)	◎	支援	情報 提供	・ 作業内容は別紙２－３ 対象機器：ＣＳ参照	
		②情報提供業務の導入	5.2.1 (2)	◎	支援	情報 提供		
		③附票情報提供業務の導入	5.2.1 (3)	◎	支援	情報 提供		
		④セキュリティ情報等収集機能のインストール	5.2.1 (4)	◎	支援	情報 提供		
		⑤独自利用システムのWindowsファイアウォール設定	5.2.1 (5)	—	—	—	作業対象外	
		⑥フルスキャンの実施	5.2.1 (6)	◎	支援	○		
		⑦業務アプリケーション等差分登録	5.2.1 (7)	◎	支援	○		
		⑧システムバックアップ	5.2.1 (8)	◎	支援	○		
	移行リハーサル	①業務処理状況の確認等（更改前ＣＳ）	5.2.2 (1)	○	支援	◎	・ 市町村の作業	
		②移行データの移出（更改前ＣＳ）	5.2.2 (2)	◎	支援	○		
		③移行データの移入（更改後ＣＳ）	5.2.2 (3)	◎	支援	○		
		④移行データ等の確認（更改後ＣＳ）	5.2.2 (4)	◎	支援	○	・ ＣＳの動作確認は市町村の作業	
		⑤バックアップ運用の確認（更改後ＣＳ）	5.2.2 (5)	◎	支援	○		
		⑥リハーサル前状態への復元（更改前ＣＳ，更改後ＣＳ）	5.2.2 (6)	◎	支援	○		
	移行	①業務処理状況の確認等（更改前ＣＳ）	5.2.3 (1)	○	支援	◎	・ 市町村の作業 ◆設定情報リスト出力（更改前）	
		②バックアップ（更改前ＣＳ）	5.2.3 (2)	◎	支援	○		
		③移行データの移出（更改前ＣＳ）	5.2.3 (3)	◎	支援	○		
		④移行データの移入（更改後ＣＳ）	5.2.3 (4)	◎	支援	○		
		⑤移行データ等の確認（更改後ＣＳ）	5.2.3 (5)	◎	支援	○		
		⑥ネットワーク接続の切替（更改後ＣＳ）	5.2.3 (6)	◎	支援	○		
		⑦ＣＳの環境設定（更改後ＣＳ）	5.2.3 (7)	◎	支援	○	◆設定情報リスト出力（更改後）	
		⑧バックアップ（更改後ＣＳ）	5.2.3 (8)	◎	支援	○		
		⑨鍵情報生成	5.2.3 (9)	◎	支援	○		
	後処理	①データの完全消去（更改前ＣＳ）			支援	支援	◎	
		②更改前機器の撤去（更改前ＣＳ）			別途		◎	・ 各市町村において廃棄する。

作業フェーズ	作業内容	項目番号 ※1	作業分担			備考	
			納入 事業者	既存 事業者	当該 市町村		
統合端末移行作業							
	機器導入	①設定情報リストの印刷（更改前統合端末）	6.2.1（1）	◎	支援	○	◆設定情報リスト出力（更改前）
		②送付先情報入力用テンプレートファイルの移出（更改前統合端末）	6.2.1（2）	◎	支援	○	
		③統合端末の導入（更改後統合端末）	6.2.1（3）	◎	支援	○	・作業内容は別紙2－3 対象機器：統合端末参照
		④情報提供業務および附票情報提供業務の導入（更改後統合端末）	6.2.1（4）	◎	支援	○	
		⑤業務アプリケーション等差分登録（更改後統合端末）	6.2.1（5）	◎	支援	○	
	移行	①操作ログの集約（更改前統合端末）	6.2.2（1）	◎	支援	○	
		②ネットワークの切断（更改前統合端末）	6.2.2（2）	◎	支援	○	
		③更改前統合端末の資源配布情報削除	6.2.2（3）	◎	支援	○	
		④ネットワークの接続（更改後統合端末）	6.2.2（4）	◎	支援	○	
		⑤統合端末の環境設定（更改後統合端末）	6.2.2（5）	◎	支援	○	
		⑥情報提供業務関連情報および附票情報提供業務の移行（更改前統合端末，更改後統合端末）	6.2.2（6）	◎	支援	○	
		⑦カード関連情報の移行（更改前統合端末，更改後統合端末）	6.2.2（7）	◎	支援	○	・個人番号カード管理業務関連情報のみ
		⑧設定情報リストの印刷（更改後統合端末）	6.2.2（8）	◎	支援	○	◆設定情報リスト出力（更改後）
	後処理	①データの完全消去（更改前統合端末）	6.2.3（1）	支援	支援	◎	
		②更改前機器の撤去（更改前統合端末）	6.2.3（2）	別途		◎	・各市町村において廃棄する。
機器更改対象外の統合端末の確認							
		①ネットワークの接続		○	支援	◎	
		②業務メニューの起動		○	支援	◎	・照合情報認証を行い，業務メニューが起動できることを確認します。
本番稼動		①本番時の立会い		◎	△		・既存事業者については必要に応じて立ち会いを行うこととします。
		②機構，県との報告・調整			支援	◎	・市町村の作業
本番後のサポート		①障害時の一次切り分け			支援	◎	・既存事業者の支援を得て，市町村で一次切り分けを行います。
		②障害時の二次対応		◎	○		・実際の原因箇所の改修等は，原因箇所によりそれぞれの担当事業者が行うこととします。
		③C S等の機器のメンテナンス（保守）		◎		支援	・機器の保守はC S納入事業者の作業 ・保守のための住基システム停止等のスケジュール調整は，市町村と行うこととします。
		④統合端末等のソフトウェアのバージョンアップ及びMicrosoftセキュリティパッチの適用作業			支援	◎	・機構配布のソフトウェアのサポート，保守は機構サポートセンターが行う。 ・Microsoftセキュリティパッチ適用作業は，市町村が行うこととします。

（注）住基初回システム導入全体における作業分担の基本的な考え方を示す。
（注）既存事業者：既存住基の保守事業者を示す。
（注）◆設定情報リスト出力については，印刷可能なプリンタが接続されている場合のみとする。

別紙2-3

住民基本台帳ネットワークシステム関連機器セットアップ作業内容

現時点で想定される制御端末等セットアップ作業の内容は、下記のとおりです。機構の仕様の変更により、今後作業内容に変更、増減がある場合もあります。

対 象 機 器	分 類	主 な 作 業 項 目
C S ※機器更改移行手 引書（市町村版） 5.2.1機器導入 フェーズ (1) C S の導入 ※導入手引書（C S 編） WindowsServer202 2用	システム環境設定	
	OSのインストール	・OSのインストール
		・デバイスドライバ設定
		・OS 修正パッチの適用
	ハードウェアの装着	・耐タンパー装置の装着
		・Luna Client 設定
		・照合情報読取装置の装着・ミドルウェアのインストール
	OSの環境設定	・ディスクパーティション設定
		・ネットワーク設定
		・画面プロパティ設定
		・環境変数設定
		・Hostsファイルの設定
		・ページングファイルの設定
		・タスクバーのプロパティ設定
		・Microsoft IMEの設定
		・ごみ箱削除時の確認メッセージの設定
		・ECN機能設定
		・通知の非表示設定
		・時刻同期設定
	市町村調達ソフトウェアインストール	
		・システムバックアップ
		・電源監視
		・データバックアップ（Arcserve R19）
	機器配布ソフトウェアインストール	
		・統一文字フォントインストール
		・機構配布ソフトウェア一括インストール
		・Systemwalker修正パッチ適用
		・yarai のインストール
		・yarai インストール後の設定
		・ライセンス認証
		・資源配付／yarai 関連資産整備ソールの適用
		・Windows Defender 検知時警告文印刷パッチ設定
		・Windows Defender の設定
	ソフトウェア環境設定	
		・Systemwalker Centric Manager 環境設定
		・プリンター環境設定
		・ジョブ管理ソフト（Systemwalker）起動リトライ設定適用
	ネットワーク関連の設定・確認	
		ルーティング情報の設定
		ネットワーク疎通確認
	システム動作確認	
		OS起動から停止確認
		プリンター印字テスト確認
	業務アプリケーション	
		業務アプリケーションのインストール
		セキュリティモジュールのインストール
		照合情報読取装置の接続の確認
		故障切り分け支援ツールの適用

対 象 機 器	分 類	主 な 作 業 項 目
	業務環境設定	
		個別拡張ファイルの割り当て
		市町村個別設定
		市町村個別設定ファイルの統合端末配付
		データベースの作成
		・データベースの作成 ・データベースのパスワードロックの設定 ・権限情報の追加
		・接続形態設定
		共有メモリマネージャーの設定
		媒体交換団体向け移出入ドライブ設定
		Oracle接続環境セキュリティ強化作業
		Oracle 自動メンテナンスタスクの停止（業務AP）
		Windows ファイアウォール設定
		個人番号生成業務専用ポート使用開始
	業務動作確認	
		・業務アプリケーションの起動 ・CS システムの終了
		・セキュリティ強化の実施
	附票アプリケーション	
		附票アプリケーションのインストール
	附票アプリケーション環境設定	
		業務AP 設定引継ぎツールの実施
		附票データベースの作成
		Oracle 接続環境セキュリティ強化
		Hosts ファイルの設定
		Windows ファイアウォールの設定
		戸籍附票システム連携方式の確認
		Oracle 自動メンテナンスタスクの停止（附票AP）
	附票アプリケーションの適用確認	
	業務・附票アプリケーション導入後設定	
		配付スケジュールの設定
	情報提供アプリケーションの導入	
	附票情報提供アプリケーションの導入	
	セキュリティ情報等収集機能のインストール	
	フルスキャンの実施	
	・上記以外の機構から配布されるソフト及び導入手引書に基づく，ソフトウェアのインストール，環境設定作業の実施	

対 象 機 器	分 類	主 な 作 業 項 目
統合端末 ※機器更改移行手 引書（市町村版） 6.2.1機器導入 フェーズ ※導入手引書（統 合端末編） Windows11用	システム環境設定	
	OSのインストール／環境設定	
		・OSのインストール ・Administratorユーザの設定 ・IC カードリーダー／ライタの接続 ・照合情報読取装置の装着・ミドルウェアのインストール ・デバイスドライバ設定 ・ディスクパーティション設定 ・ネットワーク設定 ・画面プロパティ設定 ・OS 環境設定 ・Hosts ファイルの新規設定 ・Hosts ファイルの移出 ・Hosts ファイルの移入
	機構配付ソフトウェアインストール	
		・KAJQ_J IME 住基ネット版・統一文字フォントインストール ・機構配付ソフトウェア一括インストール
	サービスの無効化／有効化	
	Windows Defender ファイアウォールの設定	
		・受信規則／送信規則の初期化 ・受信規則／送信規則の無効化 ・送受信規則の設定 ・その他設定
	yarai のインストール	
	資源配付／yarai 関連資産整備ツールの適用	
	yarai 権限設定ツールの適用	
	yarai インストール後の設定	
	ネットワークケーブルの接続	
	デリバリ環境設定	
	プリンター環境設定	
	タッチパネルの接続	
	アプリケーションのインストール	
		・アプリケーションのインストール ・セキュリティモジュールのインストール ・ICカードリーダー／ライタの設定 ・照合情報読取装置の接続の確認 ・故障切り分け支援ツールの適用 ・市町村個別設定ファイルの複写
	業務環境設定	
		・端末装置ID設定 ・タッチパネルの設定 ・電子証明書業務アプリケーションのファイル設定 ・送付先情報入力用テンプレートファイル作成 ・BitLocker 暗号化無効化設定 ・職員通知用ステータス行点灯時音声設定 ・個人番号カード暗証番号初期化支援（券面事項等表示）ソフトウェアのショートカット作成
	システム動作確認	
		・OS起動から停止確認 ・プリンター印字テスト確認 ・代表者・承認印設定確認 ・フルスキャンの実施
	業務動作確認	
		・アプリケーションの起動・終了 ・セキュリティ強化の実施 ・C Sからの通信確認の実施 ・電子証明書業務アプリケーションの適用確認
	情報提供アプリケーションおよび附票情報提供アプリケーションの導入	
	その他	
		・統一文字フォント再インストール時のレジストリ再設定
	・照合情報読取装置について、提供される導入手引書に基づく、必要なソフトウェアをインストール、動作環境設定作業の実施（機構よりソフトウェア提供後）	

別紙 3

機構配布ソフトウェア一覧表

項 目	機 能	製 品 名	製 造 元
C S 本体	ジョブ管理マネージャ	・ Systemwalker Operation Manager Standard Edition (注 1)	富士通 (株)
	ファイルデリバリソフト	・ Systemwalker Centric Manager Standard Edition (注 1)	富士通 (株)
	文字管理ソフト	・ 住基ネット明朝 ・ Interstage Charset Manager Standard Edition (注 1)	富士通 (株)
	データベース管理ソフト	・ Oracle Database 19c (19.3.0.1) for Microsoft Windows(x64) ・ Oracle Database Client 19c (19.3.0.1) for Microsoft Windows(32-bit)	日本オラクル (株)
	振る舞い検知型ウイルス対策ソフト	・ FFRI yarai	(株) FFRI セキュリティ
統合端末	ファイルデリバリソフト	・ Systemwalker Centric Manager Standard Edition (注 1)	富士通 (株)
	文字管理ソフト	・ KAJO_J IME住基ネット版 ・ Interstage Charset Manager Standard Edition (注 1)	富士通 (株)
	振る舞い検知型ウイルス対策ソフト	・ FFRI yarai	(株) FFRI セキュリティ

(注 1) Systemwalker及びInterstageの修正パッチを適用するためのソフトウェアとして、UpdateAdviserを併せて配布する。

住民基本台帳ネットワークシステム関連機器
機器仕様書

(令和 7 年 5 月版)

奈良県地域デジタル化推進協議会

目 次

1. CS	2
2. 統合端末	5
3. ネットワークプリンタ	8
4. ネットワーク関連機器（ハブ）	8
5. ファイアウォール	8
6. ICカードリーダー／ライター装置	9
7. 照合情報読取装置	9

1. CS（Microsoft Windows Server 2022）

（1）ハードウェア仕様明細

要 件		仕 様
		ラックマウント型
本 体	形状	・19インチEIA規格のラックにマウントできる4U以下のもの ・外寸サイズ 448(W)×730(D)×177(H)mm以下
	CPU (注1, 2, 3)	・Xeonプロセッサ（2.00GHz以上かつ1CPU当たりのコア数が4以上のもの）×1、又は同プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ（1CPU当たりのコア数が4以上のもの）×1
	メモリ	・32GB以上 ・ECC機能付きであること
	ローカルディスク (注4, 5, 6)	・実効容量：700GB以上 ・本体内に内蔵すること ・SSDであること
	ネットワーク	・1000Base-T対応×2 ①都道府県ネットワーク側1口 ②既設ネットワーク側1口 ・接続しようとするハブまでのケーブルを用意すること
	外部記憶装置	・LTOドライブ（LTO9）×1（注7） ・DVDマルチドライブ×1（注8, 9） ・データ出力可能な任意の外部記憶装置×1（注9） ・機器を本体に内蔵又はラックに搭載すること
	インタフェース	・照合情報読取装置×1を接続できること（インタフェースはUSB2.0準拠とする） ・ディスプレイ×1を接続できること（インタフェースはミニD-SUB15ピン、DVI-D、HDMIのいずれかに準拠とする）
	拡張スロット	・耐タンパー装置を搭載する PCI Expressスロットの空きが必要数あること（注10）
	ディスプレイ	・画面サイズはTFT14インチ以上 ・1,280×1,024ドットの表示が可能なこと ・256色以上の表示が可能なこと ・19インチEIAラックに搭載可能な2Uサイズ以下のもの
キーボード		・日本語キーボード ・OADC準拠日本語109キーボード
マウス		・PS/2マウス又はUSBマウスであること
マウスパッド		・光学式対応 マウスパッド
無停電電源装置		・接続する機器の電力容量に合わせたものを調達すること ・電源制御用ソフトウェアと連携し、スケジュール運転、自動電源制御が可能なもの ・19インチEIA規格のラックにマウントできる3U以下のもの ・730(D)mm以下

（次頁に続く）

(前頁から続き)

要 件	仕 様
	ラックマウント型
耐タンパー装置	・機構の指定製品「住民基本台帳ネットワークシステム耐タンパー装置（[Luna PCIe A700]（Thales社製）を調達すること 販売代理店（注11）における型番は次のとおり。 ・機器型番[LUNA7-PCI-E-A700-MAC-J] ・保守型番[SUP6-LUNA7-PCI-E-A700-MAC-J] ファームウェアのバージョンは7.7.1、 クライアントソフトウェアのバージョンは10.5.1とする。 数量：2（内1枚予備）
照合情報読取装置	・機構の指定製品（富士通株式会社製 住基ネット用操作者認証装置（V3）（ガイド有）[FAT13FLJLi]を調達すること ・「7. 照合情報読取装置」を参照のこと
その他	・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと ・AT互換機であること ・既存住基システム～CS間のデータ受渡しを媒体で行う場合に、その媒体としてLTO、DVD-RAM以外を選択する時は、下記の要件を満たす読取り装置を個別に用意すること（本体の外部記憶装置の要件として示すデータ出力可能な任意の外部記憶装置との間で装置を共用しても良い） ①AT互換機で動作可能なもの ②Microsoft Windows Server 2022 対応のもの

（注1）CPUは64ビットのOS及びアプリケーションが動作可能な製品を調達すること。インテル64アーキテクチャ（旧称：インテル・エクステンデッド・メモリ64テクノロジー又はインテルEM64T）又はこれに相当するアーキテクチャに対応するCPUであって、64ビットのOS及びアプリケーションが動作可能なCPUがこれに該当する。

（注2）機構から配付されるソフトウェアのライセンス（使用許諾条件）の都合により、当該装置におけるプロセッサの搭載可能ソケット数は4ソケット以下であること。

（注3）機構から配付されるソフトウェアのライセンス（使用許諾条件）の都合により、搭載するCPUのコア数を最大4コアの範囲内とすること。（ただし、1CPU当たりのコア数が4となるCPUを搭載したサーバ機器の販売が行われていない等、最大4コアまででの機器の調達が困難な場合は、最大8コアまで）

（注4）ハードウェアによるRAID-1又はRAID-5構成後の容量（実効容量）とする。

（注5）独自利用システム導入団体は、「システム構築手引書 導入手引書（外部連携情報設定ツール編） 2 テーブル使用容量」を参照し、必要に応じてディスクの容量を追加すること

（注6）各パーティションの容量の積算値に対して、概ね5割程度の余裕を加味して実効容量を算定している。（今後の使用容量の増加に対応可能とするため。）

（注7）「（3）ソフトウェア仕様明細」に記載のデータバックアップソフトウェアの認定デバイスリストの範囲から選定すること。また、ローカルディスク容量と外部記憶装置への転送速度からバックアップ時間を計算し、想定する運用の範囲内に収まっていることを確認し問題なくバックアップを行える外部記憶装置を調達すること。

（注8）DVDマルチドライブ等を調達する際は、以下の点に留意すること。

- ・CS一県サーバ間のデータ整合性確認において、データの受け渡しを媒体で行う場合に、DVD-RAMを使用する。
- ・DVDマルチドライブ等は、片面4.7GB又は両面9.4GBのClass0（書き込み速度2～5倍速）の媒体を扱えるものとする。また、Type3又はType5の媒体を扱えるものとする。Type2又はType4の媒体においては、カートリッジから取り出して、Type3又はType5と同等の媒体として取り扱えることでもよい。）
また、2層式（DVD+R DL やDVD-R DL）の媒体を扱えるものとする。
- ・既存住基システム～CS間のデータ受け渡し媒体として、DVD-RAMを選択する場合は、既存住基システムに搭載するDVDマルチドライブ等の仕様も考慮すること。
- ・独自利用システム～CS間のデータ受け渡し媒体として、DVD-RAMを選択する場合は、独自利用システムに搭載するDVDマルチドライブ等の仕様も考慮すること。

（注9）障害発生時のログファイル採取や統合端末への各種データの複写など、外部記憶媒体にデータを出力して他の機器に移送する場合があるため、データ入力側機器の仕様を考慮した「USBメモリ」などの装置をデータ出力可能な任意の外部記憶装置として選定すること。任意の外部記憶装置として、DVDマルチドライブ等を用いることとしても良い。なお、USBメモリ等は本ネットワークシステム専用とし、他システムとの併用は避けること。

（注10）耐タンパー装置を搭載するサーバ側の仕様は、「（2）耐タンパー装置仕様一覧」のとおり。

（注1） 機構指定製品の販売代理店は株式会社マクニカとし、本指定製品の見積窓口は以下のとおりである。
販売代理店窓口：thales-jmitsumori-senyou@macnica.co.jp

（2）耐タンパー装置仕様一覧

要 件		仕 様
インタフェース	PCIバス規格	・PCI Express Base Specification Revision 2.0以上
	対応スロット	・レーン数：x4
	ボードサイズ	・ロープロファイルPCI Expressカード（標準規格に準拠） ・ボード高さ(H)：最大69.6mm ・ボード長さ(L)：最大167mm ・ボード厚み(D)：18.7mm ※耐タンパー装置は標準ブラケット付きで出荷され、ロープロファイル用ブラケットが付属
	ボード側のコネクタ形状	・PCI Express x4コネクタ
	使用スロット数	・耐タンパー装置1台につき1スロット
動作環境条件	動作環境	・使用メモリ：使用するOSのシステム要件を満足する容量のメモリを搭載していること ・使用ディスク：100MB以上の空き容量があること ※Thales社製 Luna PCIe A700との連携が検証済みであること
	使用環境	・温度：動作する環境が5℃～40℃の温度であること ・結露：動作する環境が結露しない環境であること

（PCIバスブリッジ経由の接続について）

- ・PCIバスブリッジは製品ごとに仕様異なるため、耐タンパー装置の製造ベンダが、PCIバスブリッジ経由での接続を推奨していない。

（3）ソフトウェア仕様明細

機 能	必須ソフトウェア、仕様	数量	製造元
OS	・Microsoft Windows Server 2022 Standard ・CSに接続する、統合端末分のクライアントアクセスライセンスも調達すること	1	Microsoft社製
データバックアップ	・Arcserve Backup 19.0 for Windows	1	Arcserve社製
システムバックアップ	・サーバでの障害発生時に、OSをインストールすることなく即時にサーバを復旧可能な機能を有するソフトウェア	1	
電源監視	・無停電電源装置と連携して電源制御、スケジュール運転を可能とする機能を有するソフトウェア	1	
照合情報読取装置制御	以下の機構の指定製品を調達すること。 ・AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール（A28792SM） ・AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアバック（A287C2SL）ソフトウェアインストール用媒体	1	富士通株式会社製

※すべてのソフトウェアがOS上で問題なく動作すること。

※本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと。（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）

※機構より配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること。

2. 統合端末（Microsoft Windows 11）

統合端末は、「デスクトップ型」又は「ノート型」のいずれかの形状とし、必要量に応じてそれぞれを調達すること。

なお、以下のハードウェア仕様明細は2つの形状について、同一の仕様とする。

(1) ハードウェア仕様明細（必須要件）

要 件		仕 様
本 体	CPU	・2.0GHz 以上で、2 コア以上の Intel /AMD 製 64 ビット互換プロセッサまたは SoC
	メモリ	・16GB以上
	ローカルディスク（注1）	・256.0GB 以上のSSD を選定すること ・機器を本体に内蔵すること
	ネットワーク	・100Base-TX対応であること ・接続しようとするハブまでのケーブルを用意すること
	外部記憶装置（注2）	・搭載する外部記憶装置は以下のとおり ①DVD-ROMドライブ×1（機器を本体に内蔵すること） ②データ出力可能な任意の外部記憶装置×1
	インタフェース	・照合情報読取装置×1を接続できること（インタフェースはUSB2.0準拠とする） ・ディスプレイ×1を接続できること（インタフェースはミニD-SUB15ピン, DVI-D, HDMIのいずれかに準拠とする） ・タッチパネル×1を接続できること（映像用インタフェースおよび制御用インタフェースが必要となる）
	ハードディスク暗号化	・トラステッド プラットフォーム モジュール (TPM) バージョン 2.0 ・Trusted Computing Group (TCG) に準拠する BIOS または UEFIファームウェアが必要
ディスプレイ		・1,280×1,024ドットの表示が可能なこと ・HighColor（65,536色）以上の表示が可能なこと 操作者以外の覗き込みを防止するため、正面以外から画面を見えにくくする斜視防止フィルタを装着すること
キーボード		・日本語キーボード ・OADG準拠日本語109キーボード
マウス		・PS/2マウス又はUSBマウスであること
マウスパッド		・光学式対応 マウスパッド
ICカードリーダ/ライタ		・「6. ICカードリーダ/ライタ装置」を参照のこと
照合情報読取装置		・「7. 照合情報読取装置」を参照のこと
タッチパネル（注3）		・個人番号カードの交付等、個人番号カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定又は変更に係わる端末については、タッチパネルを調達する必要がある。 ・画面サイズは17インチであること。
タッチパネル（タブレット端末）		・個人番号カードの交付等、個人番号カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定又は変更に係わる端末については、タッチパネルを調達する必要がある。 ・画面サイズは13インチであること。
その他		・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと ・指定のOSが動作可能なPC/AT互換機であること ・盗難防止のため、ワイヤーロックによる固定等を行うこと

（注1）各パーティションの容量の積算値に対して、概ね5割程度の余裕を加味して実効容量を算定している。（今後の使用容量の増加に対応可能とするため。）

（注2）アクセス制限ツールの適用、障害発生時のログファイル採取など、外部記憶媒体にデータを出力する場合があるため、データ出力可能な任意の外部記憶装置として、「DVD-RAMドライブ」又は「USBメモリ」などの装置を選定すること。データ出力可能な任意の外部記憶装置として、DVD-RAMドライブを調達する場合は、DVD-ROMドライブと兼用することが可能であるため、DVD-ROMドライブの調達は不要である。DVD-RAMドライブは、片面4.7GB又は両面9.4GBのClass0（書き込み速度2～5倍速）の媒体を扱えるものとする。また、Type3又はType5の媒体を扱えるものとする。（Type2又はType4の媒体においては、カートリッジから取り出して、Type3又はType5と同等の媒体として取り扱えることでもよい。）なお、USBメモリ等は本ネットワークシステム専用とし、他システムとの併用は避けること。また、2層式（DVD+R DLやDVD-R DL）の媒体を扱えるものとする。

（注3）タッチパネルを接続する場合、ディスプレイ接続用の他に映像用インタフェースおよび制御用インタフェースが別途必要となる。

参考）最大で必要となるUSBポート数

ICカードリーダ／ライタにオープン型ICカードリーダ／ライタを選択した場合以下の機器をUSBポートにより接続した場合6ポート必要となる。

- ・照合情報読取装置
- ・ICカードリーダ／ライタ
- ・テンキーパッド（＊1）
- ・キーボード
- ・マウス
- ・タッチパネル

（＊1）テンキーパッドは、住民が住民基本台帳カードの暗証番号を入力するために必要な物品となるが、タッチパネルを接続する場合、暗証番号の入力はタッチパネルで操作できるためいずれかを調達すること。

（2）ハードウェア仕様明細（統合端末／オプション要件）

（ア）オープン型ICカードリーダ／ライタ

※オープン型ICカードリーダ／ライタを使用する場合、以下の構成機器一式を調達する。

要 件		仕 様
本体	インタフェース	・テンキーパッド×1を、操作者識別カード用ICカードリーダ／ライタ×1と同時に接続できること（インタフェースはUSB1.1準拠とする） ・照合情報読取装置×1を接続できること（インタフェースはUSB2.0準拠とする）
テンキーパッド（注2）	インタフェース	・USB1.1準拠であること（注1）
	キー	・0～9のキーを有すること。なお、0～9以外のキーについては、特に規定しない。
	ケーブル	・カードを使用した業務を行う端末と窓口との距離以上の長さを有すること

（注1）照合情報読取装置ではUSB2.0準拠のインタフェースが必要となる（USB2.0準拠に対応していない場合、動作不安定となるため、USB2.0準拠に対応した機器の準備が必要となる）。

（注2）テンキーパッドは、住民が個人番号カードの暗証番号を入力するために必要な物品となるが、タッチパネルを接続する場合、暗証番号の入力はタッチパネルで操作できるためいずれかを調達すること。ICカードリーダ／ライタの詳細は「6. ICカードリーダ／ライタ装置」を参照すること。

（イ）タッチパネル

番号制度導入に伴い、個人番号カードの交付等、個人番号カードおよび公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定または変更に係る端末については公的個人認証サービスの署名用電子証明書の暗証番号（英数字）の入力が必要となるためタッチパネルを調達する。タッチパネルを調達する場合、ICカードリーダ／ライタの付属品であるテンキーパッドは必須ではない。

タッチパネルの接続にあたっては本体装置との接続が以下の仕様に合致していることを確認し調達を行うこと。

※タッチパネル ハードウェア仕様明細

要 件		仕 様
本体	解像度	・1024×768 以上
	インタフェース	・映像用インタフェースおよび制御用インタフェースを装備していること。
	その他	・デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること ・使用する端末のOSをサポートしていること ・タッチパネル利用者以外の覗き込みを防止するため、正面以外から画面を見えにくくする斜視防止フィルタを装着すること

(3) ソフトウェア仕様明細（統合端末）

機 能	必須ソフトウェア，仕様	数量	製造元
OS	・Microsoft Windows11 Pro ・64ビットバージョンの製品を調達すること	1	Microsoft社製
ICカード制御	・ICカード及びICカードリーダー／ライタを制御するソフトウェア	1	
照合情報読取装置 制御	・ [AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール (A28792SM)] ※ [AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック (A287C2SL) ソフトウェアインストール用媒体]を必要な枚数	1	富士通株式会社製

※) すべてのソフトウェアがOS上で問題なく動作すること。

※) 本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）。

※) 必須ソフトウェア以外（パソコンメーカーのプレインストールソフトウェアを含む）を市町村で独自に導入する場合は、機構より配布されるソフトウェアと競合することなく正常に動作すること。

3. ネットワークプリンタ

ハードウェア仕様明細

要 件		仕 様
		A 4 専用機
本 体	出力用紙サイズ	・ A 4 片面
	解像度	・ 600dpi以上 ・ モノクロ ・ スムージング1200dpi以上
	最大印刷速度	・ A 4 片面23枚／分以上
	その他	・ ネットワークに対応できること（LAN接続インタフェースを装備していること） ・ 市町村において使用する改ざん防止用紙に対応可能なこと

4. ネットワーク関連機器（ハブ）

(1) ハードウェア仕様明細

要 件	仕 様	数量
ハブ	・ 19インチEIA規格のラックにマウントできるサイズであること ・ 処理装置X向け1式，ファイアウォール向け1式 ・ 1000BASE-T または100BASE-TX 対応 ・ 8ポート以上のポート数を有すること（なお，未使用ポートについては，使用不可能な処理を施すこと）（※1）	2式

※1 処理装置X向けハブの要件：処理装置Xがシングル構成であれば2ポート。

5. ファイアウォール

基本要件

- 1) 既設ネットワークと，CS／都道府県サーバ／全国サーバとの間におかれるファイアウォールは，信頼できる製品を使い，提供代理店と保守契約を結ぶなど，ファイアウォールの保守体制を確立すること。
- 2) ファイアウォールのソフトウェア，ファームウェアは，常に最新のバージョンを稼働させるよう，維持管理すること。

- 3) ファイアウォール上では、オペレーティングシステム（OS）及びファイアウォール処理／管理のソフトウェア以外は、原則動作させないこと。ファイアウォールの初期設定で、不要なソフトウェア（ネットワークサーバアプリケーションなど）が動作する場合には、動作しないよう設定を変更すること。
- 4) 本ネットワークシステム上の処理及び本ネットワークシステムに関連する処理に係る通信のみを許可し、それ以外の通信を拒否するようにルールを設定すること。
- 5) ファイアウォール自体への、不正アクセスを防止するルールを設定すること。
- 6) ファイアウォールの管理は、ファイアウォールに直接端末を接続して実施するか、特定の管理用端末を決めてその端末から実施すること。管理用の端末を使う場合は、運用管理者のみアクセス可能な場所に設置すること。
- 7) ファイアウォールのログは定期的に解析し、不正アクセスの兆候がないか確認する必要がある為、運用管理者がログを参照・解析できるよう、手順書や参照ツール等を提供すること。
- 8) ファイアウォールの設定データは、必ずバックアップを取得し、トラブル時には速やかに回復できるようにすること。バックアップを取得した媒体は、第三者が触れられないところで管理すること。また、設定データを運用管理者が復元・変更ができるよう、手順書や変更ツール等を提供すること。
- 9) ファイアウォールは、機器ラックに収容するなどして、第三者による操作を防止すること。
- 10) ファイアウォールはアプリケーションレベルの通信制御ができるものとする。

6. ICカードリーダ／ライタ装置

ICカードリーダ／ライタは、オープン型ICカードリーダ／ライタを必要量に応じて調達すること。

オープン型ICカードリーダ／ライタ ハードウェア仕様明細

要 件	仕 様
カード搬送方式	・手動挿入／手動排出方式
適合カード	・ISO/IEC14443準拠ICカード（タイプB）
インタフェース	・上位装置に接続するインタフェースとしてUSB1.1以上に準拠し、リーダ／ライタと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとしてPC/SCに準拠していること
供給電源	・USBインタフェースを通じた上位装置からの電力供給
動作温度	・5～35℃
動作湿度	・湿度35～85%（結露なきこと）
伝送プロトコル	・上位装置とリーダ／ライタの間の伝送プロトコルについては規定しない ・リーダ／ライタとICカードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4に記載されている伝送プロトコルに準拠すること
電界強度	・リーダ／ライタから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること
互換性	・機構による動作確認を受けていること

※) 動作に必要な機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること。

※) オープン型ICカードリーダ／ライタの場合、テンキーパッドがリーダ／ライタに組み込まれていないため、別途、テンキーパッドを用意しPC本体に接続する必要がある。

7. 照合情報読取装置

※CS用・統合端末用

ハードウェア及びソフトウェア仕様明細（FAT13FLJL1）

要 件		仕 様
インターフェース	USB規格	・USB2.0準拠
	USBコネクタ形状	・上位装置側：USB Aタイプコネクタ ・読取装置側：USBマイクロ B（5ピン）タイプコネクタ
	供給電源	・DC 5V 500mA 但し、USBバスパワーから供給すること

＜照合情報読取装置について＞

- ・機構の指定製品（富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置（V3）（ガイド有り）[FAT13FLJL1]）とすること。

※ガイドとは、照合情報読取装置の読取部に手の平を掲げる際に、読取部と手の平の間隔を適切に保つために手首を置くためのプラスチック製の部品である。

サイズに関しては以下を参照すること。

- ・住基ネット用操作者認証装置（ガイド有）（V3）のサイズ（高さ82mm x 幅70mm x 奥行160mm）

＜統合端末のソフトウェアの必要数について＞

- ・統合端末のソフトウェアは、CS 用とは別に、照合情報読取装置を使用する統合端末の台数分、「AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール（A28792SM）」の調達が必要となるため注意すること。

また、「AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック（A287C2SL）ソフトウェアインストール用媒体」はソフトウェアをインストールするための媒体であり、作業予定に合わせて必要数を調達すること。

＜USB の接続について＞

- ・USB インタフェースケーブルはパソコンのUSB ポートへ直接接続すること。USB ハブ等経由にて接続した場合は、動作不安定となる。
- ・USB インタフェースのポート数が枯渇することのない様考慮すること。